

# 令和6年度集団指導（介護保険全般）

1. 令和6年度介護報酬改定について（居宅サービス関係【概要】）
2. 令和5年度末で経過措置が終了となった介護報酬の改定事項
3. 介護サービス情報公表制度及び災害時情報公表システム
4. 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等
5. 電子申請・届出システム
6. 共生型サービスの推進

# 1. 令和6年度介護報酬改定について (居宅サービス関係【概要】)

※本資料は概要版であり、詳細については、以下の厚生労働省のHPに告示、通知、様式、Q&A等が掲載されています。

各事業所におかれましては、必ず、詳細内容を御確認いただき、適切な事務処理を実施してください。

[令和6年度介護報酬改定について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

# 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## ●概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

## ●算定要件

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

# 高齢者虐待防止の推進

## ●概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。【告示改正】

## ●算定要件

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

# 身体的拘束等の適正化の推進（1）

## ●概要

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

・短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。（1年間の経過措置期間を設ける）

【告示改正】

・訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

## ●基準（短期入所系及び多機能系サービス）

短期入所系及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 身体的拘束等の適正化の推進（２）

### ●算定要件（短期入所系及び多機能系サービス）

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

## 身体的拘束等の適正化の推進（3）

### ●基準（訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援）

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

# 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する 場合の報酬の見直し

## ●概要

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。【告示改正】

## ●単位数

従来からの減算に加え、新たな算定要件による減算を追加所定単位数の100分の12に相当する単位数を減算

## ●算定要件

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

# 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

## ●概要

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## ●算定要件

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

# 「書面掲示」規制の見直し

## ●概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】  
【告示改正】 【通知改正】（※令和7年度から義務付け）

# 人員配置基準における両立支援への配慮

## ●概要

介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。【通知改正】

# 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

## ●概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。【省令改正】【通知改正】

## 2. 令和5年度末で経過措置が終了となった介護報酬の改定事項

# 令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省HP）



令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる7つの改定事項については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定です。

当該経過措置の終了まで約6ヶ月となっておりますので、運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

## 1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

## 3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

## 5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

## 7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長。

## 2 業務継続に向けた取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。

## 4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。

## 6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

## 令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について（一覧）

### 1 感染症対策の強化

対象：全サービス

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から以下の内容を義務化。
  - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**訓練（シミュレーション）の実施。**
  - ・その他サービスについて、**委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

### 2 業務継続に向けた取組の強化

対象：全サービス

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の内容を義務化。
  - ・**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。**

### 3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象：全サービス

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から以下の内容を義務化。
  - ・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。**

### 4 高齢者虐待防止の推進

対象：全サービス

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の内容を義務化。
  - ・**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。**

### 5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

対象：施設系サービス

- 口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から以下の内容を義務化。
  - ・口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、**基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。**

### 6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

対象：施設系サービス

- 栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から以下の内容を見直し。
  - ・「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、**各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない**」ことを運営基準に規定。

### 7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

対象：訪問リハビリテーション

- 訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から以下の内容を見直し。
  - ・事業所外の医師に求められる「**適切な研修の修了等**」について、**適用猶予措置期間を延長。**

### 3. 介護サービス情報公表制度 及び災害時情報公表システム

# 介護サービス情報公表制度

## ●概要

介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとしている方が事業所選択を支援することを目的として、日本全国の約21万か所の「介護サービス事業所」の情報を、都道府県がインターネット等により公表する制度。

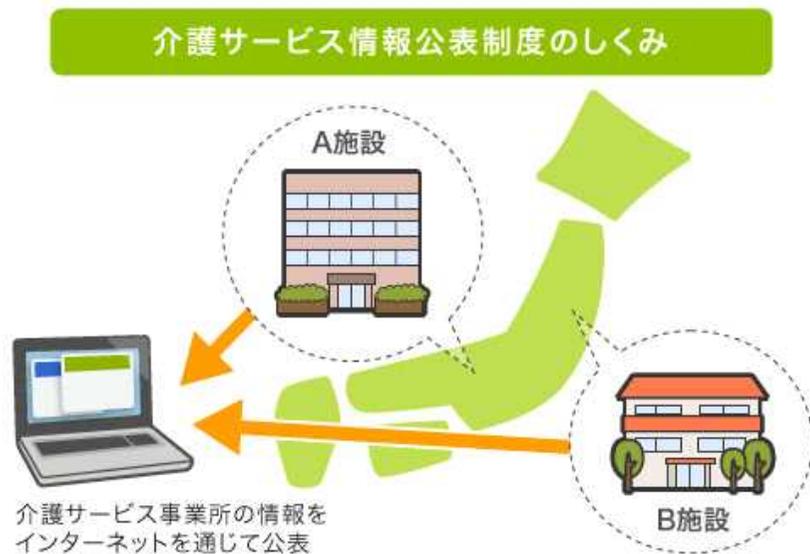
※介護サービス事業所を選択する際に必要な情報を、24時間、365日、誰でも気軽に情報を入手することが可能。

**事業所の情報は、都道府県が公表。**公表の流れは以下のとおり。

- ①各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査
- ③都道府県はホームページに事業所情報を掲載

※ただし、事業所の報告内容を確認するため、**都道府県知事が調査を行う必要があると認める場合には、個別による訪問調査を行う。**

# 介護サービス情報公表制度のしくみとフロー図



15



16

報告システムの使いかたを、基本からやさしくご案内

## 報告かんたん操作ガイド 5.2版

改訂日:2022/6/24

ステップ ① ログインする

ステップ ② 状況を確認する

ステップ ③ 調査票を入力する

ステップ ④ 提出する

↑ここからご覧ください

### ステップ ① ログインする

- ① ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力します。  
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/都道府県コード/
- ② 「ID」「パスワード」の入力、「サービス名」の選択をします。

※パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)  
パスワード(半角英数字)  
サービス名 [利用サービスコードを選択して下さい]

- ③ 「ログイン」ボタンをクリックします。

ログイン

調査票トップが表示されます

### ステップ ② 状況を確認する

- ① お知らせの確認  
都道府県からのお知らせを確認します。

お知らせ

都道府県からのお知らせを確認します。

- ② 提出までの手順の確認  
各手順の進捗状況を確認します。

例えば、調査票が記入されていない場合は「未記入」、調査票が登録まで行った場合は「記入済」と表示されます。

また、各手順をクリックすると、該当する調査票の記入状況へ移動します。

2018年度 >>> 2019年度 >>> 2020年度 >>> 2021年度 >>> 2022年度

- ③ 調査票進捗状況の確認  
各調査票の備考欄は、都道府県との連絡に利用できます。

また、各項目名をクリックすると、調査票の入力画面を表示します。

手順に沿って提出作業を行ってください。

調査票ID	調査票名	備考欄
1	調査票1	
2	調査票2	
3	調査票3	
4	調査票4	

操作マニュアル:14ページ〜

調査票の入力が開始できます

### ステップ ③ 調査票を入力する

● 基本的な操作の流れ

#### 1 「基本情報」の入力 ※入力必須

- ① 基本情報の記入状況で項目名をクリックします。

(例) 「法人情報」をクリック

- ② 「基本情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

基本情報画面

- ③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

- ④ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

記入した内容をチェックして登録する

- ⑤ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。

登録完了画面

- ⑥ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

前画面に戻る

操作マニュアル:25ページ〜

#### 2 「運営情報」の入力 ※入力必須

※新規事業所の場合は報告の必要がないため、表示されません。その際は、3 「事業所の特色」の入力へ進んでください。

- ① 運営情報の記入状況で項目名をクリックします。

(例) 「利用者の権利保護」をクリック

- ② 「運営情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

運営情報画面

- ③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

- ④ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

記入した内容をチェックして登録する

- ⑤ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。

登録完了画面

- ⑥ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

前画面に戻る

操作マニュアル:32ページ〜

#### 3 「事業所の特色」の入力

※任意で入力する項目です。写真等の画像や動画、空き情報などを随時掲載できますので、積極的にご活用ください。

- ① 事業所の特色の記入状況で項目名をクリックします。

「事業所の特色」をクリック

- ② 「事業所の特色」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※画像や動画の登録方法は、操作マニュアル36ページをご参照ください。

- ③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

記入した内容をチェックして登録する

- ④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。

登録完了画面

- ⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

前画面に戻る

操作マニュアル:35ページ〜

### ステップ ④ 提出する

- ① 調査票トップ画面の「手順6 調査票の提出」の「提出する」ボタンをクリックします。

提出する

- ② 確認画面が表示されます。

内容を確認して「提出する」ボタンをクリックすると提出完了です。

#### 注意事項

- ・「提出する」ボタンがクリックできない場合は、ステップ③をご参照の上、入力必須の調査票の記入を完了させてください。完了後、状況が「記入済」になり、提出できるようになります。
- ・提出した調査票は、都道府県により審査された後、公表されます。審査の結果、差戻し・受理取消されることがあります。その場合、必要に応じて調査票を修正後、再度提出してください。(詳細は操作マニュアル57ページをご参照ください。)
- ・提出後に内容を修正したい場合は、操作マニュアル64ページをご参照ください。

提出まであと一歩です

#### 5 「事業所の連絡先」の入力

- ① 情報公表の担当者の連絡先を入力します。

情報公表の担当者連絡先画面

- ② 入力後、「報告内容の連絡先を保存する」ボタンをクリックします。

報告内容の連絡先を保存する

- ③ 完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

完了メッセージ画面

- ④ 緊急時の担当者の連絡先を入力します。 ※入力必須

緊急時の担当者連絡先画面

- ⑤ 入力後、「緊急連絡先を保存する」ボタンをクリックします。

緊急連絡先を保存する

- ⑥ 完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

完了メッセージ画面

操作マニュアル:43ページ〜

#### 4 「独自項目」の入力

※表示されていない場合、報告の必要はありません。その際は、5 「事業所の連絡先」の入力へ進んでください。 ※任意で入力する項目です。

- ① 独自項目の記入状況で項目名をクリックします。

「任意項目」をクリック

- ② 「独自項目」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※項目は都道府県で設定しています。

- ③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。

記入した内容をチェックして登録する

- ④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。

登録完了画面

- ⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

前画面に戻る

操作マニュアル:41ページ〜

# 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

## ●概要

災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、被災状況を報告するためのシステムであり、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）内の災害時情報共有機能からアクセスする。

システムの使用方法等については以下URLの「介護サービス情報公表システムのヘルプ」に掲載されているマニュアルを御覧下さい。

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/10/?action\\_houkoku\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/10/?action_houkoku_static_help=true)

## 4. 介護サービス事業者の経営情報の 調査及び分析等

# 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

## ●概要

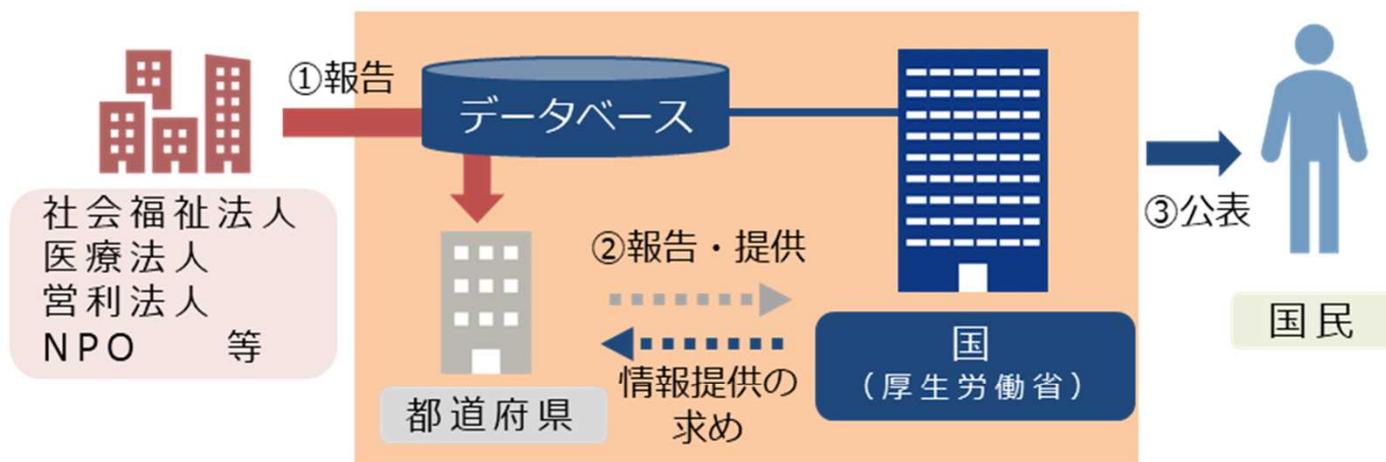
本制度は介護を取り巻く環境を適切に捉え、それを踏まえた的確な支援策の検討を行うために3年に1度の介護事業経営実態調査を補完するものであり、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するものである。※創設は令和6年（2024年）4月。

### 【データベースの概要】

- ・対象：原則、全ての介護サービス事業者  
※ただし、「過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し、報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となる。
- ・収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用、職員の職種別人員数、職種別の給与（給料・賞与）（任意事項）等
- ・公表方法：属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

（注）データベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を求めることとする。介護サービス情報公表制度の詳細の通知は追って発出予定とのこと。

## <データベースの運用イメージ>



- ① 介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。

## 5. 電子申請・届出システム

# 電子申請・届出システム

## ●概要

厚生労働省では、介護保険サービス事業者が申請届出を簡易に行うことができるよう、オンラインにて申請届出を行える「電子申請届出システム」を運用しており、令和7年度までに全ての地方公共団体で「電子申請届出システム」を利用開始することとされています。

本県では、令和6年3月15日より「電子申請届出システム」によるオンラインでの申請届出が可能となっております。オンラインでの申請届出を希望される事業者様はご活用ください。

※従来どおり書面による提出も可能です。

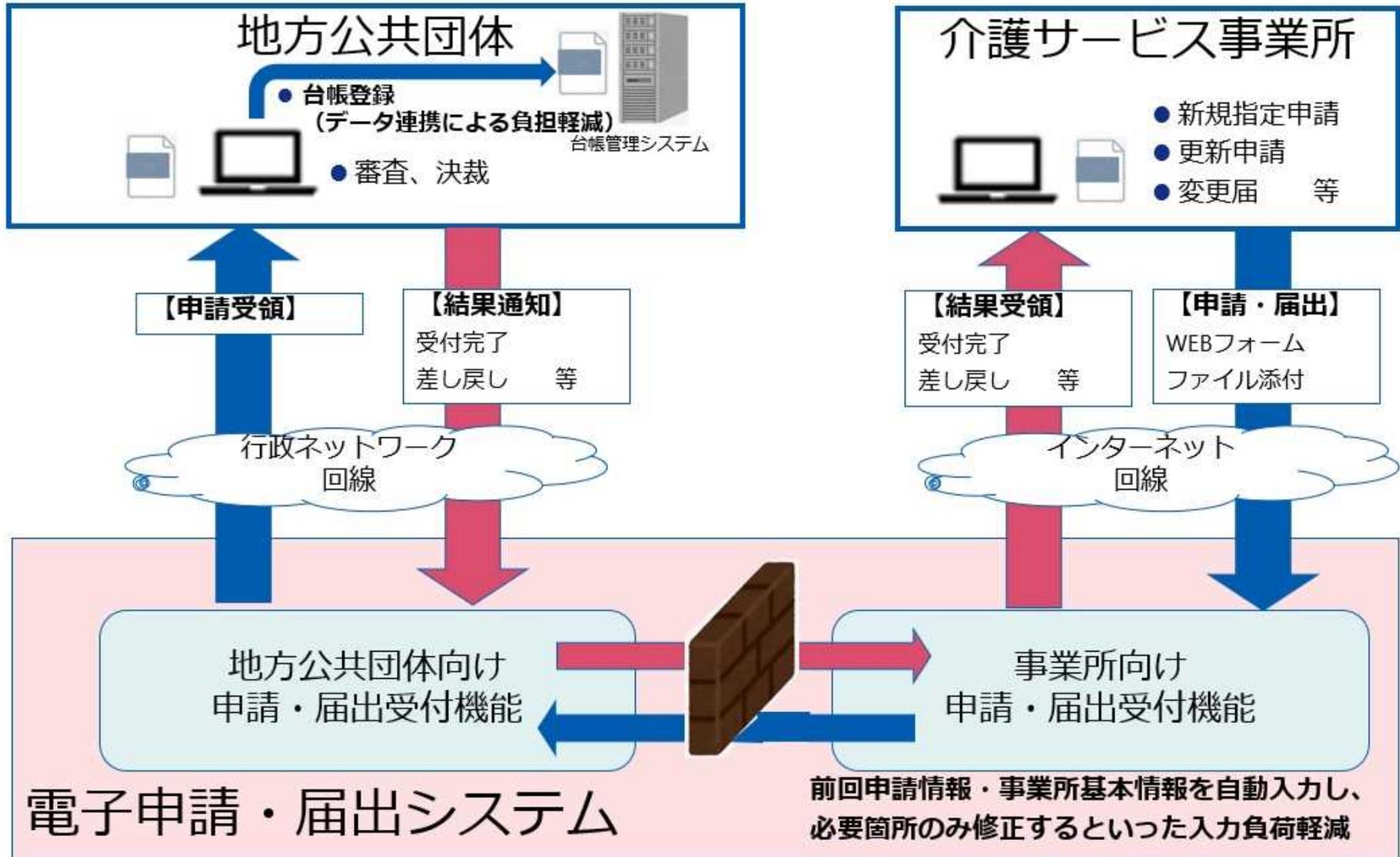
※県指定サービス以外の取扱いについては各市町村（指定権者）にご確認ください。

※システムにログインするためにはデジタル庁「GビズID」の取得が必要になります。

システムの使用方法については以下リンク先「電子申請システムのヘルプ」のマニュアル等をご覧ください。

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action\\_shinsei\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true)

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



## 6. 共生型サービスの推進

# 共生型居宅（介護予防）サービスの指定申請について

## (1) 趣旨

平成30年度介護保険制度改正により、『共生型サービス』が創設されました。

共生型サービスとは、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みのひとつであり、障害福祉サービス等事業所が同一の事業所において介護保険サービスの指定を受ける場合の特例（指定基準等の緩和）を定めたものです。これにより、障害福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障害福祉サービス等から介護保険サービスに移行する利用者が同一事業所でサービスの提供を受けやすくなり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた資源の有効活用が推進されることが期待されます。

（注）「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

## 共生型サービスの種別

### 県・中核市指定

介  
護

- 共生型訪問介護
- 共生型通所介護（定員19人以上）
- 共生型（介護予防）短期入所生活介護

障  
害

- 共生型居宅介護、重度訪問介護
- 共生型生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 共生型短期入所

### 市町村指定

共生型地域密着型通所介護（定員18人以下）

### 群馬県指定

共生型児童発達支援、放課後等デイサービス

共生型サービスの種別一覧

種別	介護保険サービス	障害福祉サービス等	備考
ホームヘルプサービス	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>•居宅介護</li> <li>•重度訪問介護</li> </ul>	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
デイサービス	通所介護 (地域密着型含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>•生活介護</li> <li>•自立訓練（機能訓練）</li> <li>•自立訓練（生活訓練）</li> <li>•児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。)</li> <li>•放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。)</li> </ul>	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
ショートステイ	短期入所生活介護 (介護予防含む)	短期入所	介護保険、障害福祉ともに共生型サービスがある。
多機能型サービス	小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>•【通い】生活介護</li> <li>•自立訓練（機能訓練）</li> <li>•自立訓練（生活訓練）</li> <li>•児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。)</li> <li>•放課後等デイサービス（重度心身障害児に係るものを除く。)</li> <li>【泊まり】</li> <li>•短期入所</li> </ul>	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。
	看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>•【通い】生活介護</li> <li>•自立訓練（機能訓練）</li> <li>•自立訓練（生活訓練）</li> <li>•児童発達支援 (重度心身障害児に係るものを除く。)</li> <li>•放課後等デイサービス (重度心身障害児に係るものを除く。)</li> <li>【泊まり】</li> <li>•短期入所</li> </ul>	介護保険サービス事業者が障害福祉サービス等の指定を受ける場合のみ共生型サービスがある。

共生型サービスの指定申請等手続き（障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービス指定を受ける場合）

指定日

原則として各月1日

申請期限

原則として指定希望日の45日前まで

提出部数

2部（正・副）

申請窓口

各指定権者（県、中核市（前橋市、高崎市）または市町村（地域密着型サービスの場合）の介護保険担当課）

申請書類

- [共生型訪問介護](#)
- [共生型通所介護](#)
- [共生型（介護予防）短期入所生活介護](#)

（注）通常の指定申請と同じ。このほか、障害福祉サービス等の種別ごとに定められている付表を添付のこと。

留意事項

申請書類を作成する前に、上記申請窓口、または県、中核市の障害福祉担当課に事前相談をお願いします。

## 共生型サービスの基準

### 共生型サービスの基準一覧

指定を受けている障害福祉サービス等	指定を受けようとする共生型サービス	基準の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護</li> <li>・重度訪問介護</li> </ul>	共生型 訪問介護	<p><b>【人員】</b> 指定居宅介護又は重度訪問介護の事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型訪問介護の利用者の合計数とした場合における指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p><b>【その他】</b> 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練 （機能訓練）</li> <li>・自立訓 （生活訓練）</li> <li>・児童発達支援 （重度心身障害児に係るものを除く。）</li> <li>・放課後 デイサービス （重度心身障害児に係るものを除く。）</li> </ul>	共生型 通所介護	<p><b>【人員】</b> 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型通所介護の利用者の合計数とした場合における指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p><b>【その他】</b> 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
短期入所	共生型 短期入所 生活介護 （介護予防含む）	<p><b>【設備】</b> 指定短期入所事業所の居室面積を指定短期入所と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数で除した面積（利用者1人当たりの居室面積）が9.9平方メートル以上であること。</p> <p><b>【人員】</b> 指定短期入所事業所の従業者数が、当該サービスの利用者数を当該サービスと共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の合計数とした場合における指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p><b>【その他】</b> 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

お問い合わせ先 [健康福祉部介護高齢課居宅サービス係](#)  
〒371-8570前橋市大手町1-1-1  
Tel : 027-226-2574

# 共生型サービスの概要

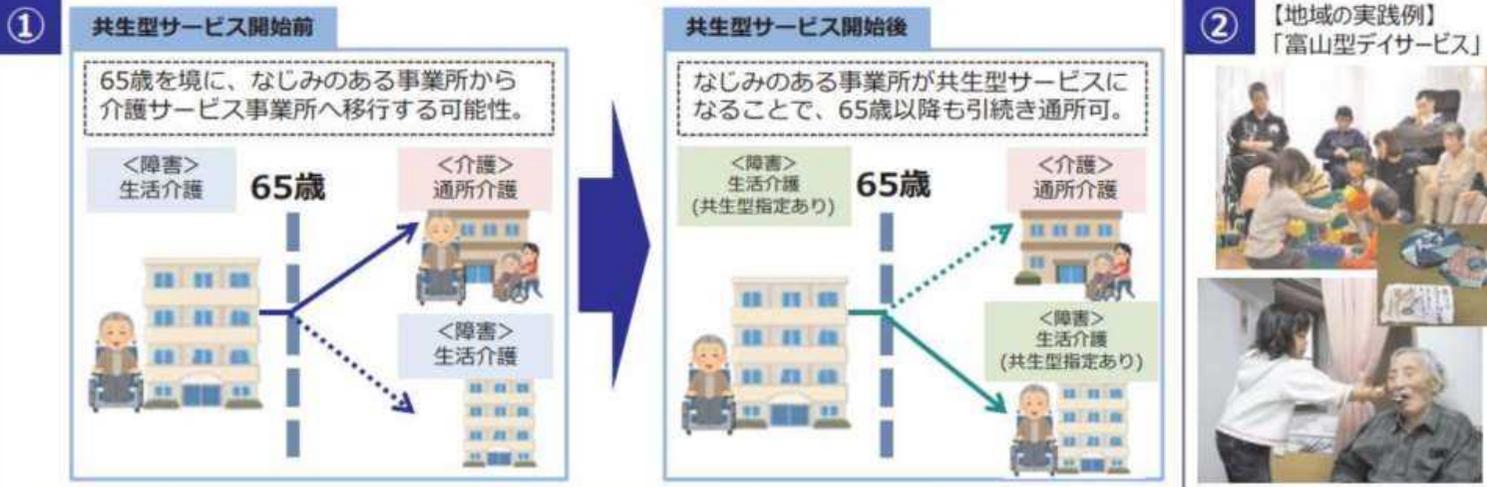
(参考) 厚生労働省資料

○ 介護保険法の訪問介護・通所介護・(介護予防)短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

## 共生型サービスを活用することのメリット

### 利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。



### 事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

### 地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

## 共生型サービスの実施により期待されること

(参考) 厚生労働省資料

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。  
 ※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

### 解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど・・・

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが・・・

続けて同じ事業所に通いたいの・・・

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか・・・

人材が足りない・・・

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか・・・

役所のどこに相談すればよいのか・・・

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けもらえるのか・・・

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか・・・

地域活動を活性化させたい・・・

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか・・・

共生型サービスの  
実施により解決可能



令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）より作成

2